第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

4-1 配慮書の公告及び縦覧等

4-1-1 公告

(1) 公告日

平成29年4月25日 (火)

(2) 公告方法

京都府公報 第2873号(平成29年4月25日)公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報(広報ほっと京たなべ)及び枚方市広報(広報ひらかた)への掲載を行い周知した。

4-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西 入薮ノ内町		
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森7の6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		午前9時から正 午まで及び午後
京田辺市経済環境部ごみ広 域処理推進課	京田辺市田辺80		1時から午後5 時まで
京田辺市環境衛生センター 甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58	平成 29 年4月	
枚方京田辺環境施設組合事 務所	枚方市大字尊延寺2949(枚方市 東部清掃工場内)	25日(火)から5月24日(水)	
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町2丁目1の20 (枚方市役所別館6階)	まで	
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町2の17(枚方市 役所分室)		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町2丁目 25 の 1		午前9時から午後5時30分まで
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘3丁目13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木2丁目 29 の3		

4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月25日 (火) から6月7日 (水) まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通であった。

4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書の公告、縦覧に伴い提出された配慮書についての住民等の意見は13通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画について

住民等の意見	事業者の見解
iż	
	本施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要
	不可欠な施設ですが、一方で、施設を整備する
	にあたっては、周辺住民の方々の健康のほか環
	境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とす
	る必要があると考えています。
	配慮書に示す大気質の予測結果では、A案(煙
	突高さ 100m) とB案 (煙突高さ 59m) とのいず
	れについても、重大な影響は生じることはない
	と予測されましたが、複数案間の影響の差異に
	ついては、B案に比べ、A案の寄与濃度が低く
	なることから、環境影響の観点からは優位であ
	ると評価しています。煙突高さの違いにより、
	建設費や維持管理費による差はありますが、本
	事業では、環境保全性を最優先して整備するこ
	ととしていることから、寄与濃度の差異が生じ
	る大気質の影響の低減を重視し、A案(煙突高
	さ:100m 枚方市東部清掃工場と同様)を採用す
	ることとしました。また、煙突の高さが十分に
	高くない場合には、地上において短期間に高濃
	度が発生する煙突ダウンウォッシュ(ダウンド
	ラフト)現象が発生しやすくなると言われてお
	り、そのような観点からも煙突高さはB案より
	高いA案とした方が望ましいと考えています。
	今後の施設計画の詳細の検討にあたっては、
	コスト縮減にも留意し、建設費と維持管理費を 合わせたライフサイクルコストの削減ができる
	行わせたノイノリイクルコストの前減ができる ように努めます。
	また、施設の建設にあたっては、煙突排出ガ
	スの自主基準値を守ることのできる適正な排が
	ス処理装置を設置するとともに、施設の運営に
	おいては、当該自主基準値の遵守と維持が図ら
	れるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の
	保全に努めます。
	なお、方法書以降の手続きにおいては、事業
	実施想定区域における気象状況等の詳細な調査
	を行ったうえで、必要な環境の保全及び創造の
	ための措置を検討すること等により、環境保全
	に努めます。
	· · ·

No	住民等の意見	事業者の見解
6	新規に建設する焼却場は、既存隣接施設に比	(見解は4-3頁を御覧ください。)
	べて、より環境に配慮した優位な施設(排煙が	
	位置をより高くし、大気中に散らばりやすくし	
	た施設)とすべきである。	
	新規施設については、最終的に排煙が出る位	
	置(高さ)と既存隣接する枚方東部焼却場の煙	
	突先の高さよりも高くしていただきたい。	
7	費用対効果に関する記載が一切ないこと。(配	
	慮書では、費用を考慮せず、環境に最善の配慮	
	を尽くしているものかもしれませんが。)	
	新施設に設置される煙突の高さについて、全	
	国的に採用実績が多い 59m の B 案 (案配慮書 (P	
	3-3)) で環境基準を満たしているのであれば、	
	B案で問題ないように感じたこと。	
	以上より、施設の配置に関するX案とY案及	
	び工作物の構造に関するA案とB案の比較にお	
	いて、費用対効果も考慮して案を選択していた	
	だければと思います。特に、工作物に関するA	
	案とB案では、費用対効果においてB案が優れているのでもれば、B客でしたい思います。	
0	ているのであれば、B案で十分と感じます。	
8	いずれの案も大きな差異がない前提の意見と	
	なりますが、要約書にある「環境基準等との整 合」の中で「煙突の高さに係る複数案毎の最大	
	者地濃度地点における環境基準整合状況は、表	
	4-2.8 に示すとおりである。これによると、全	
	4-2.0 にかりとわりじめる。これによると、主 ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下	
	回ると評価される」と記載されていますが、環	
	境以外の要因として、例えば、費用対効果が高	
	い案はどれか等を具体的に検討すべきだと思い	
	ます。	
9	特に煙突における2つの案については、環境	
	負荷と景観の点で充分に考察されていると思う	
	のですが、大きな差と言えるものは寄与濃度の	
	みであり、煙突を高くすればその分数値が低く	
	なる数字であることを考慮すれば、この差もB	
	案を採用する利点とまでは言えないと考えま	
	す。私は、専門的な知識を有するわけではあり	
	ません。ですが、煙突を 100m に設定するのか、	
	59m に設定するのかでは、煙突自体が大きくな	
	ることに加え、煙突を支える基礎部分の強度等	
	から建設費用に大きな差があるであろうと推定	
	することは容易です。また、全国的に多く採用	
	されているB案に対してのA案は、枚方東部清	
	掃工場の煙突が 100m である為採用されたのか	
	もしれないのですが、何故枚方東部清掃工場の煙突が100%ですなるのかにも経開な様なませ	
	煙突が 100m であるのかにも疑問を持ちます。 ごみ処理施設配置についての X 案、 Y 案と煙	
	では、 では関するA案、B案双方にいえることである	
	矢に関するA条、B条双力にいえることである と思いますが、環境負荷の低い案を採用するこ	
	とによる建設費用に言及がなされていないこと	
	に疑問を感じました。	
	にが同じるでしょした。	

No	住民等の意見	事業者の見解
10	私たちの暮らしに必要な施設を建てるのな	煙突排ガスの最大着地濃度地点までの距離
	ら、市民にとっても周辺地域の人たちにとって	は、B案(59m 案)の方が、A案(100m 案)よ
	も、そして自然にとっても負荷が小さいものが	りわずかに近くなると予測しており、いずれの
	選ばれることを切に願っています。	案においても、環境に重大な影響は生じること
	煙突から出る煙の値が、いずれも環境基準よ	はないと予測されましたが、複数案間の影響の
	りもすごく小さくなるようなら、影響範囲が小	差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度
	さいほうが良いように思います。	が低くなることから、環境影響の観点からは優
		位であると評価しています。
		なお、いずれの案についても、煙突からの負
		荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウ
		ンド濃度に比して非常に小さいと予測してお
		り、環境基準の達成は十分図られるものと想定
		されますが、本事業では、環境保全性を最優先
		して整備することとしていることから、寄与濃
		度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視
		し、A案(煙突高さ:100m)を採用することと
		しました。
		また、施設の建設にあたっては、排ガスの自
		主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理
		装置を設置するとともに、施設の運営において
		は、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよ
		う、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に
		努めます。
11	煙突の高さは59mとする案と100m以上とする	煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の
	案があるが、大気への影響を考えると、新しい	差については、A案 (煙突高さ 100m) とB案 (煙
	施設を設置することで大きな影響は生じないと	突高さ 59m) とのいずれについても重大な環境
	思われます。	影響は生じることはないと予測されましたが、
	施設の近くに住む者として、新しい煙突と枚	環境保全性重視の観点から、より寄与濃度の低
	方市の煙突と2本そびえたつのは良いと思わな	いA案を採用することとします。
	いです。	景観への影響の観点については、予測対象と
	建設費用が安くすみ、景観にも優れている煙	した既存文献等より抽出した主要な眺望点から
10	突高さ 59m がよいと思います。	の眺望景観の変化については、大きな差違はな
12	配慮書に示されている煙突の高さはできるだ	いと予測しています。
	け低い方がいいです。	なお、方法書段階以降においては、今後の詳細なな歌書画符を映せる。
	計画地の隣に、京田辺市の焼却場、甘南備園	細な施設計画等を踏まえつつ、配慮書で対象と
	がありますが、これ以上の性能の施設ができる	した主要な眺望点に加え、不特定多数の人が行
	のであれば、大気に大きな影響はないので、少	き交うその他の場所等からの煙突の見え方等に
	しでも施設が景観になじむようにしてほしいで	ついても検討したうえで、景観影響の低減に努めます。
	す。	<i>い</i> ス り 。

No	住民等の意見	事業者の見解
2	広域処理	
13	京田辺市では市民に十分な説明がありませ	ごみ処理の広域化については、国における平
	ん。ごみ広域化については住民に十分な説明を	成9年の「ごみ処理広域化計画について」(平成
	して下さい。	9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長
14	配慮書 P 2-82、83	通知)を受けて、平成11年3月には大阪府及び
	環境保全について配慮が必要な施設、学校、	京都府の両府において、ごみ処理広域化計画が
	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	策定されました。
	各種学校、大学、病院、保健医療施設、文化施	枚方市及び京田辺市においてパブリックコメ
	設、診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホ	ントの実施等により市民合意の下で策定された
	ーム、有料老人ホーム、こども発達支援センタ	「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月)
	一、京田辺市総ての施設です。	を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、
	ごみ施設は絶対必要なものですが、何故枚方	その施設の建設を甘南備園の地域で進めること
	市民のものまで京田辺市で引き受けなければな	となったところです。
	らないのですか。	なお、本可燃ごみ広域処理施設の建設にあた
	少し費用が安くなる。それでは納得できませ	っては、周辺住民及び環境保全の配慮が必要な 施設等への配慮も含め、京都府環境影響評価条
1.5	ん。 町 両 書 po_105	他設寺への配應も古め、京都府環境影響計画条 例に基づく環境影響評価を適切に実施し、必要
15	配慮書 P 2 - 165 京都府ごみ処理広域化計画の概要も大阪府の	内に塞って環境影響計画を過場に美麗し、必要 な環境の保全及び創造のための措置を検討する
	「京都府こみ処理広域化計画の概要も人阪府の 概要も各ブロックを示しながら突然大阪ブロッ	こと等により、環境保全に努めます。
	似安も谷ノロックを小しながら天然八阪ノロッ クが京都に入ってくるのは納得できません。	こともにより、衆死休主に労めより。
	ケが京都に入りてくるのは納得できません。 広域化が大切なのは理解しますが、この様な	
	市民を無視したやり方はおかしい。	
16	配慮書 P 2-166	
10	京都府循環型社会計画の概要を記載されてい	
	るなら、何故大阪府のごみを受け入れなければ	
	ならないのか?	
	しっかり京都府は京都府民を守ってくださ	
	V'o	

(2) 計画段階配慮事項の選定について

()	(2) 計画段階配慮事項の選定について		
No	住民等の意見	事業者の見解	
17	配慮書 P 3 - 3 計画段階配慮事項の選定について 本事業における計画配慮事項の選定にあたっ	現時点において、工事の実施と施設の存在及 び供用の観点で、環境に及ぼす影響の可能性に ついて検討した結果、適切な環境配慮により影	
	本事業における計画配慮事項の選定にあたって事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、この文章はまったく京田辺市のことを考えていない。 自然、子供、市民、文化、文化財総てに影響を与えます。	響の低減に努めることなどより、重大な影響は 回避できるのと考えています。従って、配慮 書においては、計画段階でできる限り環境への 配慮を行う観点から、設定する複数案間で影響 の程度が異なると想定する複数案間を影響 の程度が異なると想定する主要な項目を選定 し、調査、予測及び評価を実施したものです。 なお、方法書以降の手続きにおいては、影響 の程度を客観的に示しつ留意し、配慮書で選定 理解を得以外の項目も対象に、適切な項目の保全及び 創造のための措置を検討すること等により、環 境保全に努めます。	

(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について

	リノロ四段陌印思事気に所る明旦、「例及し計画	
No	住民等の意見	事業者の見解
1	大気質	
18	設定されている複数案のぞれぞれに差異があ	煙突排ガスの影響に係る複数案間の影響の差
	ることは理解できますが、その差異がどの程度	異については、A案 (煙突高さ 100m) とB案 (煙
	のものかイメージしにくい印象を受けました。	突高さ 59m) とのいずれについても重大な影響
	特に煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地	は生じることはないと予測されましたが、複数
	点の将来濃度に関する評価結果では、「全ての予	案間の影響の差異については、B案に比べ、A
	測項目でB案のほうがA案より寄与濃度が高く	案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の
	なる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度	観点からは優位であると評価しています。
	(年平均値) は同程度の値となる。」 と記載され	なお、いずれの案についても、煙突からの負
	ていますが、差異があるのかないのかわかりに	荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウ
	くい印象を受けました。	ンド濃度に比して非常に小さいと予測してお
		り、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計し
		た将来濃度はいずれの案も同程度となります。
		今後の環境影響評価手続きで作成する図書に
		おいては、できる限り内容を分かり易く示すよ
		う努めます。
2	景観	
19	配慮書 P 4 -24	配慮書 P4-24 の写真撮影の時期は、平成 29
	この写真では煙突は視認されないとあります	年年2月に行っており、一年を通して最も落葉
	が、煙突は2本見えることになります。	している木が多い時期であり、樹木による遮蔽
	あるところから、ちょっと写したらこうなり	が最小であると考えます。このような状況のも
	ますと枚方はいっています。	と、当該眺望点で行ったフォトモンタージュで
		は、常緑樹と煙突位置が重なるため煙突は視認
		されないと評価しました。
		なお、方法書段階以降においては、不特定多
		数の人が行き交うその他の場所からの煙突の見
		1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1
		す。
		え方等についても調査、予測及び評価を行いま す。

(∠	1) その他の環境影響について	
No	住民等の意見	事業者の見解
1	大気質	
20	枚方東部清掃工場建設の時、恒風があるので 枚方住民には被害がないと説明されたのでひど くショックを受け印象に残っている。 80mの煙突を100mにして、京田辺市へ総て送 ると説明された。その時気象庁に問い合わせを した。	配慮書における煙突排ガスの予測は、既存の 気象測定データ等を用いて行ったものですが、 方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定 区域における気象状況等の詳細な調査を行った うえで、詳細な影響予測を改めて実施し、十分 な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を
21	配慮書 P 2-72 京田辺市では、山林、田が土地利用として多く近隣農家として茶畑、野菜づくりがさかんです。その自然のものにふりそそぐ 0.00・・・といわれても困ります。 枚方市民のごみは当然枚方市民の考えで処理して下さい。 ナスやお茶は京田辺市の特産品です。 農家の人はこわいのでいえないとおっしゃいます。	行います。なお、排ガスによる植物への影響については、配慮書に示した予測結果では、施設から排出される排ガスにより増加する寄与濃度は、最大でも現況の大気中に含まれるバックグラウンド濃度の1/100程度と十分に小さく、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計しても現況の濃度とほぼ変わらないと予測されることから、施設稼働により植物への新たな影響が生じることはないと考えています。
22	配慮書 P 2-5 図 2.2.2 気象観測所位置図にあるように京田 辺地域観測所は城陽市に近い位置にあります。 事業実施地とはまったく別の位置です。事業 予定地ではかるべきです。	
2	騒音	
23	配慮書 P 2-15 自動車騒音及び環境騒音測定位置図をみても 意味不明。ほとんどの事業予定の車がどう通る かを見ることが大切です。	配慮書の第2章については、既存の文献資料等を用いて事業実施想定区域の周辺とが見いることがといます。このため、本事業の状況を取りまとめています。このため、極着の状況を取りまとめています。なお、本事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に行する計画であり、その先においては、車両台数は分更手続きにおいては、事業による負荷が大きくない。と考えられることから、方法書以降の手続きにおいては、事業による負荷が大きくない。と考えられることがのもり、その先においたのと考えられることがのもりでは、事業による負荷が大きのといます。
3	水環境	
24	建設予定地における雨水は、建設予定地から見て国道307号手前に沿って存する水路に流出し東側(京田辺市外方面)に向かって流れ天神川を経て一級河川の木津川へ注ぎこむ。開発に伴う治水対策事務処理マニュアルに準じ雨水貯留施設が必要です。京田辺市では、お茶、ナス、農作物等に影響があります。十分に市民に説明する必要があります。	建設予定地では、造成に伴い裸地が生ずることから、開発行為を行う際には、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)」(平成20年4月、京都府)及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」(平成29年7月、京都府)に基づき、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行います。 また、方法書以降の手続きにおいて、降雨時の濁水による影響を評価項目として選定し、調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。

No	住民等の意見	事業者の見解
No	<u> </u>	事業者の見解 施設から発生するプラント排水については場
25	配慮書 P 2-23 公共下水道を使用するのは全部京田辺市側です。公共下水道料はどこが利用料を支払うのですか。 放出した時の水質の状況 PH、SS、BOD、COD、大腸菌群数、全窒素、全リン、亜鉛など水質の状況など、国か京都府か京田辺市か?などあたりまえに影響を受ける京田辺市がしっかりしてもらわないと困ります。 京田辺市はそんなのはかれない。組合が料金を支払うのとちがうか?京田辺市側は下水は流したらいい。大量の下水がどう流れるかも知ろうともしない人々に京都の自然が守れるのでしょうか。	施設から発生するノブント排水については場 内で循環利用することを基本とし、余剰分と生 活排水のみを下水道放流とする計画です。下水 道への放流にあたっては、排水処理設備におい て適切な処理を行い、排除基準を遵守します。 また、下水道へ導水することに係る利用料に ついては、枚方市及び京田辺市の両市で構成し ている枚方京田辺環境施設組合として支払うこ とになるため、京田辺市のみの負担となること はありません。
26	配慮書 P 2-74 京田辺市松井ヶ丘ではまだ上水は地下水のみでまかなっています。自然に降る雨は地下水と	京田辺市松井ヶ丘地区における上水道の水源 は、地下水を基本としつつ、一部京都府営水道 で賄われています。
	なり京田辺市民の口に入ります。 豊かな自然が残る京田辺市民としては、行政 の方々しっかり考えて下さい。	なお、施設の設置、稼働にあたっては、水質 汚濁防止法の規定に基づき地下水汚染を生じさ せない対策を講じます。
27	配慮書 P 2 -99	京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水
	地下水保全要綱、これについては京都府が管理したりませず。	資源の保全等のため、京田辺市地下水保全要綱 (四年) 00 円 5 円 7 円 7 円 7 円 7 円 7 円 7 円 7 円 7 円 7
	轄とありますが、きちんと調べてくれるのですか。何という課が調べるのですか?	(昭和 60 年 12 月 30 日京田辺市告示第 114 号) を定め、一定の規模の地下水採取者に対して届
		出及び定期的な報告を義務付けています。この
		所管は、京田辺市環境課となります。
4	地形・地質	
28	建設予定地の地質は田辺礫層(O ₆)に相当す	建設予定地の地質は、地質学的には、大阪層
	る地すべり地です。	群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質
		で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありま
		せん。
29	配慮書 P 2-36	撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固
	活断層データベースによると調査地域に活断	結~半固結の地層が変形したものです。「日本の
	層は分布していないとあるが、活断層よりもっ	活断層」(平成3年)によると、建設予定地周辺
	と怖いといわれる撓曲(とう曲)がある。	には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普 賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布して
		いますが、事業実施想定区域内には、それらは
		分布していません。
30	配慮書 P 2 -114	事業実施想定区域の一部は、平成 28 年 3 月
	事業実施区域は土砂災害警戒区域です。	28 日付けで京都府より土砂災害警戒区域(田辺2 (新こ 1005-2)及び田辺3 (新こ 1005))と
		2 (新 1005-2) 及い田辺 3 (新 1005)) と して土砂災害警戒区域の指定を受けています。
		ただし、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に
		基づき、住民の方が土砂災害のおそれのある箇
		所を確認し、災害への備えや警戒避難に役立て
		るために公表されているものであり、法的な規制はありません。
		向はめりません。 このため、開発の制限や開発時の許可等は必
		要ありませんが、施設の整備に当たっては、災
		害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めま
		す。

住民等の意見 事業者の見解 No (5) 自然環境 31 配慮書においては、既存の文献資料等により 配慮書 P1-15 自然環境について 動植物の分布情報を整理しましたが、方法書以 この点が最大の問題点です。 木津川流域は希少植物、魚、蝶とまだ豊かな 降の手続きにおいては、現地における詳細な調 緑や自然が残り残さねばならない特別な地域で 査を行い、希少な動植物の分布状況も十分に把 す。 握したうえで、影響の予測及び評価並びに環境 枚方市のように早くひらけた地域では、まだ の保全及び創造のための措置を検討します 住民自身が転入者が多くその良さに気づいてい ません。しっかり住民に説明することが大切で す。 京都府の絶滅危惧種もあります。 配慮書 P 2-36 動植物の生息又は生育及び生態 32 の状況 これほど多くの動植物が生育しているところ は、京都府内では少なくなった。何故このこと をしつかり京田辺市民、京都府民は考えて下さ らないのでしょうか? 失った自然は何億円出しても取り戻す事はで きません。京都で生まれ京都で育った私はやっ ぱり緑豊かな自然を大切にしていきたい。 配慮書 P105 図 2-2.31 保安林 ほとんどが京田辺市です。どれだけ京田辺市 には自然が残っているか。京田辺市役所の方々 には京田辺市を守ってください。京都府職員の 方々には京都府民を守ってください。 配慮書 P 2-167 京田辺市は望ましい環境像を描きながら、現 実は自然の破壊が続いている。現在、他市町村 と違って人口増が続く京田辺市は山々が切りさ かれ建築が進み、どんどん自然破壊が続いてい ます。道路にはゴミのポイ捨てなど、緑の山々、 木々破壊が耐えられない。 甘南備山生活環境保全林について 35 生活環境保全林は、林野庁の治山事業の一環 甘南備山は市街地から近く豊かな自然条件に で指定されているものであり、事業実施想定区 めぐまれていることから京都府において昭和62 域近傍では、甘南備山が指定されています。 年(1987)から生活環境保全林業が甘南備山84 事業実施想定区域は甘南備山の範囲に含まれ ヘクタール全域を対象とし、その内 25.6 ヘクタ ておらず、当該保全林の伐採等を行うことはあ ールを整備区域として多種類の木々をゾーンご りません。ただし、事業実施想定区域は、甘南 とに植林し、管理道路や林内遊歩道、防火貯水 備山の近傍に位置することから、方法書以降の 手続きにおいては、植物、動物、生態系及び人 池など整備し豊かな木々や植物、花、野鳥、昆 虫など京都府民、京田辺市民、他市の人々から と自然との触れ合い活動の場を評価項目として 愛されている生活保全林です。お正月など列が 選定し、現地における調査を行ったうえで予測 続くにぎわいです。 及び評価並びに環境の保全及び創造のための措 そのような所に巨大なごみ施設はいりませ 置を検討します

No 住民等の意見

⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場

36 配慮書 P 2-65 人と自然の触れ合い活動の場開発がすでに終わりに近づいた枚方市と京田辺市では自然との触れ合いの場は違います。人口やっと6万8千の市と、すでに40万人の枚方市ではまったく異なります。少し残っている京田辺市甘南備山周辺を京田辺市民、京都府民、周辺市民の自然の触れ合いの場として残して下さい。お正月には初のぼりとして列が続く市民の触れ合いの場です。

既存文献資料によると、事業実施想定区域の 近傍では、ハイキングコース等を有する甘南備 山等が分布していますが、本事業の実施により、 それらの人と自然の触れ合い活動の場を改変す ることはありません。

事業者の見解

方法書以降の手続きにおいては、人と自然の触れ合い活動の場も評価項目として選定し、調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します。

⑦ 文化財

37 配慮書 P 2-173~174 文化財及び埋蔵文化包蔵の状況

文化財保護法及び埋蔵文化包蔵の状況 京田辺市では多数文化財がある数えきれない 遺跡もある。

教育総務室、文化振興室など対応がない。ま だ考えられてもいない。問題と考えていない。 既存文献資料によると、事業実施想定区域においては文化財及び周知の埋蔵文化財は存在していないため、これらを改変することはなく、本事業の実施により影響が生じることはないと考えています。

なお、事業の実施にあたり、工事中に埋蔵文 化財が確認された場合等においては、文化財保 護法に基づき、適切な記録及び保存を行います。

⑧ 廃棄物等

38 配慮書 P 2-101 図 2-2.29

廃棄物が地下にある区域、青印点

以前、京田辺市側に流出しているとして問題になりましたが市民に十分な説明もなく、うやむやになったように思っています。

現在はどうなっているのですか。説明してください。

意見で言及されている場所は、配慮書 P. 2 -101 の図に示す NO. 4の箇所で、元下水道汚泥処分地であると思われます。当該箇所は、安全対策工事完了後の平成 18 年 4 月に、枚方市元下水汚泥処分地安全対策委員会から「処分地の現状は、周辺環境に悪影響を及ぼすものではないと言える。以上の現状から判断する限り、今後の対応については通常の廃棄物処分場跡地と同様の管理を行うことで差し支えないと考えられる。」と枚方市へ最終報告されています。

その結果を踏まえ、枚方市では、当該地の管理を継続して行っていくとともに、上部利用として平成 27 年から枚方市東部公園を開設されています。

No	住民等の意見	事業者の見解
9	温室効果ガス等	
39	配慮書 P 1 -10	既存の枚方市東部清掃工場では、開設時は余
	資源循環性余力な電力を電力会社に売却とあ	剰電力を関西電力に売却していましたが、電力
	るが現在電力を買うところはない。	自由化以降、現在は競争入札により他の電力会
		社に売却しています。このように、可燃ごみ広
		域処理施設においても、余剰電力の売却は可能
		と考えています。
40	配慮書 P 2 -162	一般廃棄物の焼却処分を広域で行っている場
	京都府地球温暖化対策推進計画によれば、平	合は、市町村の処理量ごとで排出量を推計する
	成 32 年度までに平成2年度と比べて 40%削減	とされており、温室効果ガスの排出量を処理場
	するとしていますが、京都府地球温暖化対策室	の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させる
	によると、平成 32 年度までに平成 2 年と比べて	ため、枚方市分が京都府地球温暖化対策推進計
	25%を削減するのを目標にしているが、26年度	画に影響を及ぼすことはありません。
	では 15%しか削減できていません。	なお、本施設については、ごみの焼却時に発
	できていない上に枚方市 40 万人分のごみを	生する熱を利用して、発電を行う計画であり、
	燃やすとなると京都府としては責任を果たせま	両市のごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に貢
	せん。自分の課だけでなく京都府全体を考えた	献することができると考えています。
	仕事をしてほしい。枚方市の横暴です。	

(5) その他

No	住民等の意見	事業者の見解
41	平成 28 年 5 月 31 日付け総務大臣からの許可	京田辺市及び枚方市においてパブリックコメ
	を受けたとあるが、情報公開ではほとんど枚方	ントの実施等により市民合意の下で策定された
	側の考えで京田辺市住民の声は後に少しだけ。	「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月)
	住民はほとんど知らない。	を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、
		その施設の建設を甘南備園の地域で進めること
		となったところです。
		それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の
		事業実施主体については、地方自治法に基づく
		一部事務組合を設立して行うこととされ、平成
		28 年 5 月 31 日付けで総務大臣から許可を受け
		「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたもの
		です。
		組合設立までの過程では、両市の広報等によ
		り状況をお知らせするとともに、パブリックコー
		メントの実施など市民の皆様の意見も踏まえな がら事業を進めてきましたが、今後も、組合と
		から事果を進めてさましたが、今後も、祖台と して引き続き広報やホームページなどによる積
		極的な情報公開と説明に努めます。
42	- 配慮書 P 1 −12	本事業の工事車両や廃棄物運搬車両等の走行
12	国道 307 号、700m 京田辺市側を走ることにな	による道路沿道環境への影響については、方法
	るが、その整備費等の負担額などない。	書以降の手続きにおいて、詳細な調査、予測及
	国道であるが、整備等は京田辺市がするとい	び評価を実施し、必要に応じ、適切な環境保全
	っている。まわりの自然状態などダンプが走り	措置を検討していきます。
	続けることの自然破壊が心配。どう配慮するの	なお、現在国道 307 号で行われている線形改
	カン?	良工事については、京田辺市ではなく、京都府
		が実施しています。

4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解

京都府環境影響評価条例第7条の6第3項の規定により、配慮書についての知事意見が平成29 年8月17日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
方法書以降の手続においては、以下の個別事項	方法書以降の手続においては、個別事項に留意
に留意し、各環境要素に対する影響について検討	し、各環境要素に対する影響について検討の上で
の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十	評価項目を選定します。また、科学的知見に基づ
分かつ適切な調査、予測及び評価(以下「調査等」	く十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必
という。)を行い、必要な環境保全措置を検討する	要な環境保全措置を検討していきます。
こと。	
造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必	造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、参
要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定する	考として施設稼働時の影響も考慮して決定しま
こと。 また、煙突高さは、住民意見にも十分に配	す。また、煙突高さは住民意見に配慮し、大気質
慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関す	及び景観への影響を考慮して決定します。なお、
る事項を考慮して決定すること。なお、これらの	これらの決定に係る経緯については、方法書にお
決定に係る経緯については、方法書において詳細	いて詳細に記載します。
に記載すること。	

(2) 個別事項

1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
施設の稼働による排出ガスの影響については、 年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の 気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考 慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の 影響も加味して適切に調査等を行うこと。	施設の稼働による排出ガスの影響については、 年平均値ほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価を行います。また、近隣で稼動中である枚方市東部清掃工場の影響も加味できるよう調査等を行います。
本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。	地域において処理する廃棄物が増加することに 伴う環境負荷の増加と、焼却施設の性能が向上す ることにより削減される環境負荷を考慮し、準備 書において必要に応じ全体としての負荷量の変化 にも着目した評価を行います。

2) 騒音·振動

知事の意見	事業者の見解
国道 307 号において、「道路に面する地域」の環	騒音の調査地点は、「道路に面する地域」の環境
境基準を達成していない区間があることから、工	基準を達成していない区間を考慮し、主要な車両
事用車両による影響だけでなく、施設関係車両に	走行ルートとなる国道 307 号に調査地点を設定し
よる騒音・振動の影響についても、適切に調査等	て、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振
を行うこと。	動の影響について調査等を行います。

3) 水質

知事の意見	事業者の見解
工事中の濁水の影響について調査等を行うともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。	工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。

4)動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
平成5年及び平成10~11年の枚方市東部清掃工	平成5年及び平成10~11年の枚方市東部清掃工
場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認さ	場建設時の調査などの地域の動植物調査結果や、
れており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣	事業実施想定区域に近接する鳥獣保護区に留意し
保護区が存在することから、現況調査を実施する	て現況調査を実施します。また、必要に応じ、専
とともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏	門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響
まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減する	をできる限り低減するよう努めます。
よう努めること。	

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
煙突及び建物の景観については、遠い眺望点か	煙突及び建物の景観については、国道 307 号沿
らの評価だけにとどまらず、近景についても適切	道などの近景のほか、人々が日常的に利用してい
な地点を選定し、調査等を行うこと。なお、国見	る場等を調査地点として選定し、調査等を行いま
山からの眺望については、明確に視認できる地点	す。
が存在することから、適切な地点を再調査した上	国見山からの眺望については、視認できる地点
で、予測及び評価を行うこと。	の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにく
	く、仰角の変化は指標を下回ります。また、眺望
	地点はハイキングコースでは無く、鉄塔管理通路
	であることから、眺望景観への影響は小さいもの
	と考えます (図 4-3.1及び図 4-3.2参照)。
建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との	建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との
調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化	調和に留意して決定します。
も十分検討すること。	また、敷地内の緑化も検討します。

6)温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室	ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室
効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を	効果ガスの排出量に関して予測及び評価を行いま
行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を	す。
検討すること。	また、計画の検討にあたっては実行可能な最大
	限の排出抑制策を検討のうえ、焼却に伴う熱を利
	用した発電等の温室効果ガスの排出抑制の状況も
	含め予測及び評価を行います。

■ 国見山からの眺望について(参考)

国見山からの眺望については、図 4-3.1に示すとおり視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施 設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は0.1度であり指標の18度を下回ります。

また、国見山から視認できる眺望地点は、図 4-3.2に示すとおりハイキングコースから分岐した、 鉄塔管理通路であることからも、眺望景観への影響は小さいものと考えます。



2017年9月写真撮影

図 4-3.1 眺望景観の変化の予測結果(国見山)



出典:電子国土web (国土地理院)

図 4-3.2 国見山から視認できる眺望地点